

平成27年度第1回 枚方市大規模小売店舗立地審議会 議事録

【会議名称】：平成27年度 第1回 枚方市大規模小売店舗立地審議会

【開催日時】平成27年11月18日（水）18:00～20:00

【開催場所】枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター 視聴覚室

【出席者】加藤委員、福岡委員、皆川委員、吉田委員、若井委員（50音順）

【欠席者】田中委員

※枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立

【案件名】

1. 会長及び副会長の選出について
2. 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議
「(仮称)ニトリモール枚方(新設)について」
「(仮称)枚方市駅前プロジェクト(新設)について」
「ピーコックスト香里ヶ丘店(変更)について」

【配布資料】

- 資料1 平成27年度枚方市大規模小売店舗立地法 届出概要
- 資料2 (仮称)ニトリモール枚方(新設)に関する検討結果(案)
- 資料3 (仮称)枚方市駅前プロジェクト(新設)に関する検討結果(案)
- 資料4 ピーコックスト香里ヶ丘店(変更)に関する検討結果(案)

【参考資料】

- 参考資料1 大規模小売店舗立地審議会名簿
- 参考資料2 枚方市附属機関条例
- 参考資料3 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定(抜粋)
- 参考資料4 枚方市情報公開条例(抜粋)
- 参考資料5 枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する取り扱い要領

【傍聴者人数】6名

審 議 内 容

○事務局

①配布資料の確認

②審議会成立の確認

③会長・副会長の選出

※互選にて会長、副会長を選出

④会議の公開・非公開についての説明(公開の確認)

⑤傍聴許可の確認、傍聴者入場

2. 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議

(1) (仮称)ニトリモール枚方(新設)について

○事務局 (案件説明)

- ・4ヶ月間の縦覧の結果、住民より意見あり(5件)
- ・市の意見・「大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見はない」。ただし留意事項として、「円滑な交通及び歩行者等の安全を確保するため、生活環境の保持に配慮した事項で提示した対応策を確実に履行すること」ということで、周辺の住環境への配慮を求める。

説明は以上ですが、本日欠席されている委員からも交通渋滞への懸念については、市の方で留意事項等として対応していただければとのご意見をいただいております。以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明について、質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。

○委員 P.44の住民等意見書のご説明のなかで、枚方市の区域内に居住する者等の意見の概要で提出件数が5件となっています、これを受けて予測されたと理解してよろしいですか。

○事務局 予測ポイントにつきましては、環境影響評価で実施したところとは違い、北側の位置になります。P.27が分かりやすいと思いますが、大文字のAのポイントがありますが、そこよりも少し北側のところで、Aよりもこちらが少し高くなるのではないかというご意見もいただいております。いろいろ検討した結果、このポイントで環境影響評価をしていること、もう一つはオープン後ということで、今は予測段階ですので実測値についてどうなのかというのが大事なことで、環境の担当部局とも協議をしております。

して、環境影響評価のなかでも供用開始後1年以内に準備書記載、同じポイントになるのですが、昼間夜間で等価騒音レベルの測定してくださいとのことで、設置者の方からも測定させていただきますとのことで対応していただけることになっています。予測ポイントについてはこの対応をしていますが、いわゆる供用開始後ということになってくれば、少し違う騒音等が発生した場合、予測できなかった場合については対応していただくことになっています。今回については環境影響評価と同じポイントでさせていただいたということで、住民の方意見等、考え方については少し相違があると認識しておりますが、こちらについては供用開始後のところで判断をし、環境影響評価の結果にゆだねたいということになっています。

○委員 もう一つ。防音壁の素材の色と高さが変わっていました。それらは、これらの意見を受けて検討されたのでしょうか。前後がどうなっているのですか。

○事務局 ひとつは、このニトリさんの設置に関しましては環境影響評価の審査ということで、事前に開発の段階からいろいろと入っていたということがありまして、その中での配慮事項等について、様々な検討をされております。こちらとしては先ほどありました住居地域側についても特にやっていただくということで、環境影響評価をされた時についても、配置を敷地内に少し寄せるなどの取り組みもしていただいているということもありました。その遮音壁等についても設置をしていただくということで、当時から市と協議をずっと続けていまして、環境影響評価の段階からいろいろとお話させていただいた結果だと、こちらとしては受け止めています。

○会長 測定地点なのですが、先程の説明でオープン後に実測するという事なので、問題はないと思うのですが、最初の段階で一番影響のある点を指定するのが普通の感覚だと思いますけれど、これはその結果としてここを選んだということですか。

○事務局 現在予測される店舗から発生する騒音源から影響を受けるポイントということでこれが妥当であると判断はしておりますが、こちらの方ということで住民さんの意見としてはこちらに騒音の影響が出るのではないかとご心配されているということについても実測値でということはあるのですが、あくまでも理論値上の予測ではこちらが最大値になるのでそのポイントを予測値点に取っております。

○会長 理論値上ではあるが一番影響が高いところでポイントを取ったということ

ですね。

さきほど住民さんとの意見書のところで、説明では遮音壁は既に市とのやりとりのなかで変更するなりしていますよということですよ。

○事務局 設置者の方で住民説明会として協議しながらも並行してこちらともいろいろな意見を聞いたこともございますので、最終結果ということ。

○会長 ということになると、たとえば住民説明会のなかで、こういう対応をしていますというと普通は説明することですよ。

○事務局 はい。

○会長 にもかかわらず、住民参加のこういう疑問が出てくるというのはちょっと意外な感じがするのですが。

○事務局 一つは、こちら側のスロープの取り扱いについて、やはりどういう形で閉鎖していくかということと、こちらとしては理論値上の対策ということでは少し見解の相違があったことは認識しております。ですので、実態としていろいろ、9時以降の進入禁止等についてもやっていただいて、現時点で想定される最大限の配慮を設置者の方にさせていただくということで、遮音壁等についてもこちらとしては判断したということですが、実態として予想を超えるようなことが起こってくれば、今後の対応としてやはりやっていただくということで、先程最終的な記載としてP.43にも「苦情等の申し入れがあった場合には、速やかに対応し改善に努めます」ということでP.43に記載いただきました。

いわゆる大規模小売店舗の設置ということと、あとは工事に関わる住民説明会等についてもされるということを設置者から確認しています。

○会長 意見書の提出というのは、たぶん説明して、そのぐらいの段階で出すので、その後のやり取りというのは必ずしも反映されていない場合があるので、この後ちゃんと理解が得られていたということを期待したいと思います。

○委員 計画地の東側は第一種低層住居専用地域です。市にとっては良好な住宅地です。特にその境界付近は環境影響について心配されておられる方が住んでおられますので、枚方市の住環境イメージが壊れないようお願いしたい。もう一つは、計画地の敷地がL字形になっていますよ。南西のところの空き地に見える部分の施設は何ですか。

○事務局 中古車センターがございます。車が並んでいるという状況になっています。

○委員 相乗効果で騒音が住宅地の方に及ぶことを心配しています。

○事務局 もともと中古車センターがもう少し広くあったのを設置者の方でこういう形に改修されました。ご指摘のようにこちらは低層の住居専用地域ですので、日照の問題も含めて環境影響評価のなかで様々なご意見をいただいたなかで設置者の方にもその意向を伝え、設置者から対応いただくということで環境影響評価の審査を行ったということになっています。予測の段階につきましては、ご指摘いただいた分については十分承知したうえで、今後も市として我々だけでなく環境部局も含めて対応していきたいと考えております。

○委員 2点ほどあります。
ひとつは小売業者のニトリさん以外のところが基本的に未定になった状態で審議をしているので、原単位のところはくれぐれもこの値を越えないような状況にしていきたいということと、一方で途中いろいろな具体的な店舗面に近い話も出てきているのですが、特に注意していただきたいのは、P. 31 の夜間の騒音レベルが基準値の 40 ギリギリですね。ここに対して具体的にお店が開いている時間がいつまでなのか、そういったことをそれなりにちゃんと配慮できるようになっているのか、このあたりが特にお店が変わったりして影響が大きくなるようなことが無いようにしていただきたいということ。この中で聞きたいのは、この階層というのは一階二階という風に書いてありますけれど、これは住居の一階二階ということで、上になればなるほど少し騒音が高くなるというような状況なので、想像すると、この駐車場、三階・屋上部分の住居側について、夜間はできるだけ使わせない方が望ましいので、これは本当に運用上できますかということ。ピーク時間をどれくらいで考えているのかもそうですが、夜間に関して、ここは原則使わせない、例えばコーンを置くなどの対応ができるのかどうかについて、見解を聞きたいと思います。

○事務局 階層につきましては一階二階住居側にご指摘のとおり駐車場のスロープがあるということで高層階に上がっていく形になっています。
P. 129～P. 130 に資料をご覧ください。緑の部分です。21 時以降の規制範囲ということで、この部分は使わないようにする予定ですが、実際どこまで実行できるのかは大きな課題だとこちらとしても認識しております。店内については放送等でご案内いただくということですが、實際上問題が出てくればコーン等入場規制も含めてやっていただくことも必要になるのでは

ないかと考えています。

配置については北側にニトリさんに店舗が設置されるという状況になっておりますが、住居側を出来るだけ避けて反対の南側のところにいるいろいろな店舗を配置し夜間営業の際は南側を出入りするという事で、北側についてはできるだけ早い時間に閉店する店舗がは入ると設置者の方では検討いただいていると聞いています。ただ、オープン後の住居側への影響への配慮が非常に大事なことになってきますので、それについては問題があればこちらとしても対応していきたいと考えています。

○委員 F地点が40デシベル近いので、今おっしゃったような図の中でいうと、南側の方こそさらに建物に近いところというのを使わせないようにしないといけないのではないかと思いますのですが、何故、北の方は分かりました。南の方は同じように超える、ギリギリですよ、そこに対してなぜ何もしないのかというのはどうでしょうか。

○事務局 F地点はこちらになります。

○委員 E地点。そうですね。F地点は完全に南側になるのですね。

○事務局 ここが進入路になるのですが、影響としてこちら側の住居側が一番大きかったと。店舗につきましてはGの方に沿った形で配置をされていく形になっています。

○委員 ただし、ドアの開閉音が40になっているので、基本的に使わせない方が無難ではないかと思うのですけれど。

○事務局 そうですね、おっしゃられるように使用制限や措置については実態をつかみながら設置者と重ねて協議をして行きたいと考えています。

○委員 3階のところは壁が住宅側に抜けていないから大丈夫なのですか。それとも3階でも基本的に住宅の方に駐車制限を設けているということは、ここはやはり開いている、すなわち音が漏れるというような建物構造になっているのか、屋上については先ほどの防音壁等を設置するとか、そのところはどのような風になっているのですか。

○事務局 3階屋上等についてはP.129に、ちょっと見にくいですが、このような形になっています。屋上についてはやはり音が漏れる可能性があるということで、住居側については21時以降、使っていただかないという形で考

えておりまして、そういう協議をさせていただきました。

○委員 屋上そのものを基本的に夜間は使わないということですか。

○事務局 住居に影響の出るところということですが。

○委員 言葉上は分かるのですが、本当にそれができますか。ということです。

○事務局 シャッター等の整備も3階には少し予定されておりますけれども、委員のおっしゃられるように実態として出来ないということであれば、屋上の周辺地についても設置者と協議をすることも考えなければならないと認識しております。

夜間は平面でやっていただくと基本的にはなっておりますので、21時以降は上に上がって行かないのが基本ということで、3階にシャッターの設置もしてP.129に青で描かれていますが、そういったことで対策はしていただくようになっています。

○委員 もう一点いいですか。南東から来る車両については、どういう風に入店させる計画になっているのでしょうか。

図で言うと、東の南の方から、県道ですか。それはどういう風に入店する経路になるのでしょうか。

○事務局 ここにつきましては、そのままでは入れないということで、招提の交差点を右折していただいて、企業団地の交差点を入っていただくという形で考えておりまして、もしくは家具団地側から回って一号線を南下の方に進むという形も一つの経路としてはあるのですが、基本的なところでは1号線招提交差点を右折いただいてから企業団地前の交差点を右折で入っていただくというのが基本の考え方です。

○委員 これは警察の方も判断されているのでしょうかけれど、交差点に負荷をできるだけかけたくない訳ですよね。それで、右折入庫は出来ない中で、結果的に住宅地の中に入っていきようなことが当然想定されるのですけれど、それに対して警備等なにか対策は考えられているのでしょうか。

○事務局 P.20に誘導員の配置計画を記載しています。北山住宅地側については一号線を少し北側に出てくる形ということで、警察協議でも広域迂回をしていくというのが基本的な考え方としていることから、できるだけ交差点に負荷をかけない形をベースにしていくことで、警察と設置者とで協議済みと

報告を聞いています。

こちらのエリアについては、住居を越えるような形になりますが一号線を南下していただいて、左折で入っていただくというのも一つのご案内の方法ということで分散をはかることを検討していただいています。

○委員 では、基本的に右折入庫は絶対させないような対策等もされるという理解でよろしいですか。

○事務局 はい、そうですね。誘導員を配置いただくということになっています。基本的にはここは直進をしていただいてこちらに入ってください。

○委員 分かりました。

○委員 駐車場に関して。資料の10ページに駐車場収容台数の表があります。1800台ということですが、毎日1800台が利用すれば大繁盛です。そして、これに含まれない従業員用が63台あります。当然、従業員の方も車で来られます。もし1800台を超えると、幹線の国道一号への渋滞による影響が十分考えられると思います。そのような事態を考えて、交通誘導員をたてる等、別途の対策は考えておられますか。

○事務局 企業団地側の迂回、一号線に負荷がかかる場合については、先程のような形で一号線に負荷がかからないような誘導をしていただくということで、警察、企業団地さんも含めて協議をされたと聞いておりました、一応指針値で1800台となっておりますので、おそらく大丈夫だろうと認識しておりますが、もし影響が出るような場合は対応していただくことにしています。

○委員 主にお正月とか連休の繁忙時の対応であり、頻繁にはないと思いますが、なお右折する場合など十分考えて、一般交通への影響には気を付けていただけたらと思います。

○事務局 こちらにつきましてはご指摘のように、もともと枚方で混雑が予想されている交差点に負荷がかかる可能性があるということですから、市としましてもここについては道路管理者や警察等との協議も含めて、この間も市の課題として取り組んできたところですから、そのことは十分認識した上で関係部局と対応しながらやっていきたいと考えております。

○委員 営業時間を考えました時に、従業員の方が公共交通機関を利用してということで推奨はされておりますけれど、それが本当に現実的な形なのか。で

きない時は事実上マイカー等で通勤されますとこの条件というのがたちまち狂ってしまうと思うのですけれど、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局 バスの経路ですと、京阪の樟葉駅へ帰る部分と JR の長尾駅へ出るルートがありまして、バス停がニトリの南側に出てきたところにございます。そこから出るバスはだいたい 21 時ぐらいまでで最終ということですので、24 時間営業する店舗についてはそれ以降の時間になるとバスでは帰れないということになります。もし従業員の方が近隣で駐車場所が必要だということであれば、敷地内の 63 台部分以外のところについては利用していただくという事ですので、独自で確保いただくということ。また駐輪等についての対応は検討いただくということです。勤務のシフトは、こちらはまだ把握していないですが、当然来店者の方に対する駐車場の配分ですので、計画的に対応していただくよう申し伝えます。

○会長 他はよろしいですか。
それでは大変いろいろご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。本件につきましては、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定による意見については「意見はなし」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ただし、枚方市の意見のなかで留意事項として記載してあるこれでよろしいでしょうか。

先程のご説明でいきますと、やってみないと分からない部分もありまして。ただし、いろいろな問題が出てきている訳です、たとえば屋上の自動車の使用であるとか、交通渋滞、その辺についても申請者は対策を取りますと書いているので、それを確実に履行することということで、書いていないことが出てきた場合も、きちんと対応していただけるということに解釈したいと思うのですが、特にその点についてさらにここは強調した方がいいというご意見があれば頂戴したいと思います。

○委員 住民の方の意見が出て、このように再構成したとかを話し合う、地域とのコミュニケーションの場を別途、設ける予定でしょうか。意見をいただくだけでなく、検討結果をお返ししないと、住民の方は不安になります。

○事務局 説明会自体は自治会等について以前されたということですが、またそれについては設置者とも一度確認させていただきたいと思います。

○委員 なにか説明する機会を作られると、地元の方に喜ばれると思います。

○事務局 設置者と確認をしてみたいと思います。

○会長 そうしましたら、留意事項についてはかなり網羅しているので、このままということで、今のご意見でいきますと口頭で設置者に対して地域住民の方とよく協議をしていただき、理解を深めるような場を設けていただくということによろしいですか。

(異議なし)

では、今のは、口頭でよろしいのです。

○事務局 はい。

○会長 ということでよろしいですか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

(2) (仮称) 枚方市駅前プロジェクト (新設) について

○会長 では、続きまして「(仮称) 枚方市駅前プロジェクト (新設)」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (案件説明)

説明は以上です。本日欠席の委員からは、市の方で留意事項をつけるのであれば特にこの件についての意見はないとのご意見をいただいております。以上です。

○会長 ただいまの説明に関しまして、質問・ご意見を頂戴したいと思います。

では私から質問ですが。

P.64 のパークアンドライドについて。これは市の方針として「歩いて暮らせるまちづくり」というのがあって、それに資するというのもあって隔地駐車場というのはこの状況では望ましいことだろうなというのはあります。パークアンドライドにした時に、かなりインセンティブをつけないと利用しないと思うのです。たとえば、駐車料金が購入すれば無料になるということだけではなく、電車の利用も含めてインセンティブをあげないといけないという感じがするのですが、そのあたりについて何かありますか。

○事務局 ご指摘のように、こちらとしても設置者と協議の段階で検討いただきたいということで、電車の料金と駐車場利用の対応を申し入れております。いろいろと検討させていただいて、協議の時点では結論はでていませんが、考えていきたいと設置者の方からもご回答いただいておりますので、検討結果が出次第確認したいと思います。

○会長 期待したいと思います。
他には。

○委員 併設している駐輪場のシステムについて。
これは24時間出入り可能なのかどうかということが一つ。
もう一つ。隔地駐車場の件ですが、最低1年以上とか、そういう契約みたいなものを、利用者への定着を考えるとそれなりの期間が必要だと思います。一方で、枚方駅前自体、周囲には駐車場が実はたくさんあります。そういったところをしっかりと見直していくと、こういったところはほとんど使っていないとか、指針値で示していますが自動車の分担率がそもそも高いのではないとか、現実には合わないような部分があるのだとすれば、市独自にちゃんと見直して行かないと、苦肉の策というものが出てきてしまうので、出来るだけ実態に合うようにしていくべきではないかと個人的には思っています。
そうすると、これは事業者だけの話ではないので、周辺の駐車場の状況も含めて、地区計画等を早めに策定しないと、たくさん駐車場を作っていくといけなくなってしまうので、今回が初めての案件かもしれませんが、以降は少し検討された方がいいのではないかと思います。

○事務局 駐輪場につきましては24時間ということです。P.137に機械式の平面図を載せています。機械で9階まであげる形で、最初は登録制ですので少し時間がかかるとは思いますが、226台でそのうち200台がその部分ということと、周辺にも駐輪場がありますので、その辺の併用をどう考えるかということで将来的にも運用させていただく。
駐車場についてもご指摘のとおり、周辺に複数の駐車場がございまして、市内部含め様々な部署で検討させていただきました。特にイズミヤさんやビオルネさんには大きな駐車場があり、民間のご利用がありますが、供用することは一つの選択肢としてありましたが、それについての実証値が難しいことと、仮に使うのであれば他の大規模小売店舗立地法の減車ということになってくるのもまた問題があるのではないかとということで、現時点では御殿山とさせていただいたのですが、それが最善の方法かどうかは今後の検証となります。

市駅周辺性整備ビジョンについては、いわゆる市直結というような形になってきますので、これについて独自基準を設けるかどうかについては、市として検討していきたいということで、駐車場の設置担当課、交通関係、まちづくり計画等の関係部署とお話をさせていただいて、今後検討していきたいと思っています。周辺の駐車場とどう接していくか、必要台数を検証した結果、市営駐車場の拡大、配置転換も視野に入れて検討していかないといけないだろうと考えてはおりますが、設置場所の変更となると時間がかかりますが、そういったことは問題提起として、今回を契機にあげさせていただいているという状況です。

○委員 ピーク時の来店時間となると何時ぐらいを考えてらっしゃいます。

○事務局 店舗ですか、隔地駐車場ですか。

○委員 104 台の駐車場に入る自動車が発生する時間帯です。
これは全て指針値を使っているのですが、本当はここらへん今回の建物に合ったものをしっかり細かく数値を積み上げていけば、それぞれの細かなところから余分が出てきて、あまり必要ではないのでは。ということになってもおかしくないんです。ですので、あまり指針値に従いすぎるとこの場所、経産省の指針というのはあくまで指針なので、そこはちゃんと細かく計算をし直して行けば、現状でも十分成り立つということを証明できない訳ではないと思って。そういう可能性もありますので。その為の一つは質問としてピーク時をどの時間に設定していて、それが本当に駐車場の空き・ピークと合っていますかというのを少し確認しておこうかと思いました。

○事務局 ご指摘のように、大規模小売店舗立地法は指針値でやっていますので、いわゆるピーク時間帯、何時ということでは設定されておりません。こちらとしては大阪市、京都市等でいわゆる独自基準を設置され、独自の条例をつくられてやっておられることについても勉強させていただいている状況です。大規模小売店舗立地法の指針値自体が駐車場の設置台数については、さまざまなまちの作り込みでいくと、過分な部分もあるのではないかと思いますので、その辺については市としての対応を今後やっていきたいということで、土木関係等含めて、軽減率を使えないか、設置者の方からもパーソントリップの数値等について、市駅周辺再整備ビジョン策定時のアンケート等を実施しておりましたので、たとえばそういった数値を使えないかといった協議についてもやってきました。実際にはなかなか難しいのですが、少し規模が違うのですが、同系列の店舗ですと、16時～17時ぐらいがピークになっています。

○会長 前に事務局の方から共通駐車券システムの話伺いました。そこに空があるのではないかなという話です。ただ、システム上それを完全に把握できていないということなので。

○事務局 共通駐車券システムということで、参加加盟店に設置者の方にも加入いただくということで、いろいろな駐車場を使っただけということですので、こちらの店舗だけでなく、市のまちづくりの課題として駐車場問題をどう考えるか、もう少し大きな視点で検討すべき課題が残っていると認識しております。引き続き提案していきたいと思います。

○委員 駐車場が店舗と周辺とに3か所あります。聞いていますと、駐車場案内システムがないようです。御殿山まで来て満杯です、となって他所へ移動される訳です。それはちょっと非現実的だと思います。近くであればいいと思いますが、わざわざ御殿山まで来て、また戻る人はきわめて少ないと思います。

関連して、81ページの夜間の騒音レベルが、規制基準に比べ、1や2の単位ではなく、相当高い。エネルギー量でいえば、10の7乗になると思います。わざわざそのような不利なところに準備しなくてもいいのではないかと思います。それにタイムズですからおそらく金網を張ったような簡易な駐車場だと思います。ですので、これはこれとしておいて、次善の策として、駅の近く等の駐車場を検討されておいた方がよいと思います。

○事務局 ご指摘の通り、かなり数値が超えているので、こちらとしても協議するなかでは非常に不安のあるところということで、市内部でも協議を重ねてきました。今後使う際に検討し、市駅周辺のまちづくりの話、それ以外についてはパークアンドライドというのは選択肢として市としては現時点で持ち合わせていないのですが、基本的には市駅周辺でご指摘のあったようなことが起こった場合の対応策については検討したいと考えています。

○委員 よろしくお願ひします。

○会長 他に。

○委員 先程の駐輪場の話ですが、駅に近いのでお店と駅利用者が混じってしまうとおそらく一気に足りなくなってしまうし、そのあたりの運用方法については基本この建物の為に割り当てられた台数ですので、それがもしも運用して行く段階で余っているということであれば、考えてもいいと思ひ

ますけど、その場合は届出の変更を出していただく必要があります。ただ最初は必ず駅利用者、鉄道利用者が使わないようにちゃんと運用していただきたいというのはお願いします。

○事務局 利用いただくには初回に登録が必ず必要となってきます。利用者の方と接触するという形になりますので、その旨、設置者の方にも伝えておきたいと思えます。

○委員 要は店舗利用者であることがちゃんと分からないと、自転車は初回登録でいけるので、その後にその人が店舗の中で買物等の利用をするということ、それなりの仕組みを作っておかないと、どこでもよくあることですが駐車場も駐輪場もだいたい駅の近くになると、そこに停めて鉄道に乗ってというようなパークアンドライドで使う人が出てきてしまうというのが実例でたくさんありますので、そこは気を付けていただきたいと思えます。

○事務局 駅周辺駐輪場の料金設定と合わせていく等、そういったことについても協議をさせていただいておりますので、対応は引き続き進めていきたいと思えます。

○会長 本件について、いろいろと議論いただきましたが、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については「意見はなし」として取り扱ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

ただし、留意事項として2点市から案として出ておりますので、これ以外に留意事項ないしは口頭で設置者に伝えることというのは特に必要ないということではよろしいですか。

○委員 今の自転車の使い方の件については。

○事務局 口頭で設置者に伝えさせていただきます。

○会長 留意事項や口頭でというのは結構きついものなのです。単に確認ということで。

○事務局 確認ということで。いわゆる近隣との料金の確認、一応同料金であると聞いてはおりますが、店舗利用者の方に限定していただくような取扱いについての周知もしていただきと伝えるというような形でさせていただきます。

ろしいでしょうか。

○会長 プラスアルファでもうちよっときつくなると口頭になるのです。さらにきつくなると留意事項になるということになるので、非常にあいまいではありますが、口頭まではいかない。お願いとでも言いますか、ということにしたいと思います。

(3) ピーコックストア香里ヶ丘店（変更）について

○会長 それでは続きまして、「ピーコックストア香里ヶ丘店（変更）」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 （案件説明）
説明は以上です。委員からも特段この件について意見はないと聞いております。以上です。

○会長 ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見頂戴したいと思います。夜間というのは21時以降。22時以降ですか。たとえば騒音だと昼間と夜間の区別する時間は。

○事務局 法律毎に違いますが、一応21時、22時。22時が夜間として最大で設定されています。ここでは22時。

○会長 22時からですか。ということは今までは夜間には足らなかったということ。22時までには終わっていたんじゃないですか。ただし駐車場があるので。夜間も調べたということですよ。

○事務局 はい。

○会長 すると、前にやったもので、言ってみれば前も夜間もちゃんと測定しましたと、今回も測定しましたと、ということですね。

○事務局 はい。

○会長 これをしない訳にはいかないのですね。軽微案件みたいにすることは出来ないのですね。

○事務局 そうですね、8ヶ月制限自体は法律のなかではかからないということですよ。

が、変更に伴う部分の予測についてはやっていただくということで実施していただいたということです。

ご指摘のように、軽微案件という見方もひとつの考え方としてあるのですが、やっていただいたという形です。

○会長 分かりました。
他には。

○委員 これは既に時間を変更されて営業されているのですよね。それで特に問題などはない。

○事務局 そうですね、今のところ何もお聞きしていませんし、住民さんの方からも意見書の提出はされていないということで、説明会についても特段何もなかったということをお聞きしております。

○会長 それでは、この案件につきましては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による「意見はない」ものとして扱ってよろしいでしょうか。
(異議なし)

留意事項もなしということで。

審議案件は以上です。

最後に事務局より連絡等がございますか。

○会長 それでは、これもちまして、平成27年度第1回枚方市大規模小売店舗立地審議会を閉会いたします。
お疲れ様でした。